

2019年度(平成31年度)エコリース促進事業における主な改訂点は以下のとおりです。

変更項目	30年度	31年度	対象条項
①リース先	医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの。	医業又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条に規定する社会福祉事業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が100人以下のもの。	交付規程第3条4
②基準改定			
工作機械 (高効率切削加工機)	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するものうちインバータ方式のものに限る。	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。	実施要領
工作機械 (高効率切削加工機)	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するものうちインバータ方式のものに限る。	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。	実施要領
工作機械 (高効率特殊加工機)	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するものうちインバータ方式のものに限る。	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。	実施要領
③対象機器の追加			
バイオマス利用装置	-	バイオマス利用装置のうち、次のイからハマでのいずれかに該当するものに限る。 イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領
吸収式 (高効率吸収式冷凍機)	-	空気調用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもの のうち、定格消費熱電効率(日本工業規格B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.29以上のものに限る。 →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領
吸収式 (高効率吸収式冷温水機)	-	空気調用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもの のうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.2以上のものに限る。 →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領
吸収式 (廃熱投入型吸収式冷温水機)	-	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもの のうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.2以上のものに限る。 →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領
高効率ヒートポンプ熱源機	-	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。 ロ 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。 →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領
蓄熱式空気調和装置	-	空気調用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもの のうち、定格日量冷却効率(定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)又は定格日量加熱効率(定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。)が2.2以上のものに限る。 →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領
冷媒用コンデンシングユニット	-	インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。 →補助率4%(21世紀金融行動原則非署名) →補助率5%(21世紀金融行動原則署名)	実施要領